

新旧対比表（工事請負契約約款）

主な変更区分	変更前	変更後
文 言 修 正	<p>（契約の締結） 第2条 個々の工事の契約（以下「個別契約」という。）は、発注者が受注者に発行する注文書に対し、受注者が発注者に請書を提出することによって成立する。ただし、契約書を作成した場合は、契約書の発注者、受注者の記名押印をもって成立する。</p>	<p>（契約の締結） 第2条 個々の工事の契約（以下「個別契約」という。）は、発注者が受注者に発行する注文書に対し、受注者が受注者が提出する請書を発注者が受領することによって成立する。ただし、契約書を作成した場合は、契約書の発注者、受注者の記名押印をもって成立する。</p>
条 項 追 記	<p>（権利義務の譲渡等） 第9条 発注者および受注者は、個別契約により生ずる権利および義務の全部または一部を、第三者に移転・譲渡もしくは承継し、または他の権利の目的としてはならない。ただし、あらかじめ書面により、相手方の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>（権利義務の譲渡等） 第9条 発注者および受注者は、個別契約により生ずる権利および義務の全部または一部を、第三者に移転・譲渡もしくは承継し、または他の権利の目的としてはならない。ただし、個別契約の目的物に係る工事を実施するための資金調達を目的に代金債権を譲渡するとき（前払や部分払等を設定したものであるときは、前払や部分払等によってもなお個別契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときに限る。）等において、あらかじめ書面により、相手方の承認を受けた場合はこの限りでない。 2 受注者は、前項ただし書の規定により、個別契約の目的物に係る工事を実施するための資金調達を目的に代金債権を譲渡したときは、当該譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用してはならない。 3 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、前項に違反していないことを疎明する書類の提出などの報告を求めることができる。 4 個別契約により生ずる権利および義務の全部または一部を、第三者に移転、譲渡または承継し、ならびに他の権利の目的とすることにより、相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。</p>
条 項 追 記	<p>（工事の設計変更または中止） 第22条 発注者は、必要があると認められた場合は、工事の設計変更をし、または工事の一部もしくは全部の中止または打ち切りを行うことができる。 2 前項により、工期、請負代金額等個別契約の変更の必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して決定する。 3 第1項の工事の中止または打ち切りにより受注者が損害をこうむったときは、受注者は、発注者に対しその損害の賠償を請求することができる。</p>	<p>（工事の設計変更または中止） 第22条 発注者は、必要があると認められた場合は、工事の設計変更をし、または工事の一部もしくは全部の中止または打ち切りを行うことができる。 2 発注者は、前項により中止された工事を再開させることができる。 3 前2項により、工期、請負代金額等個別契約の変更の必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して決定する。 4 第1項の工事の中止または打ち切りにより受注者が損害をこうむったときは、受注者は、発注者に対しその損害の賠償を請求することができる。</p>
文 言 修 正	<p>（瑕疵担保責任） 第29条 次の各号に定める瑕疵担保責任期間内に、発注者がその工事目的物に、個別契約に定める要件、または一般的に本来備えられるべき機能、品質、性能および状態が備わっていないなどの瑕疵を発見し、受注者に請求したときは、受注者は当該瑕疵に対する故意または過失の有無に関わらず、発注者の指定する期間内に、受注者の負担において瑕疵の補修または取替を行わなければならない。ただし、この瑕疵担保責任期間は、個別契約によって別に定めたときは、その期間による。 (1) 工事目的物が、建物その他の土地の工作物の場合において、石造、土造、れんが造、コンクリート造または金属造その他これらに類する構造の工作物であるときは、第26条に定める引渡しの日から起算して10年 (2) 工事目的物が、前号に定める以外の建物その他の土地の工作物または地盤工事であるときは、第26条に定める引渡しの日から起算して5年 (3) 工事目的物が、前2号に定めるもの以外については、第26条に定める引渡しの日から起算して1年 2 前項の瑕疵により、発注者または第三者がこうむった損害については、受注者は、その損害を賠償しなければならない。 3 発注者は、第1項に定める受注者の瑕疵の補修または取替が不可能な場合は、当該契約を解除するものとする。ただし、その工事目的物が、建物その他の土地の工作物である場合は、本項を適用しない。 4 第1項に基づき、瑕疵の補修を行った部分または取替えた工事目的物にかかる第1項に定める瑕疵担保責任期間は、当該補修または取替が完了した日から起算するものとする。</p>	<p>（契約不適合責任） 第29条 第26条に定める引き渡しの日から1年以内に、発注者がその工事目的物に、個別契約に定める要件、または一般的に本来備えられるべき機能、品質、性能および状態が備わっていないなど契約の内容に適合しないこと（以下、「契約不適合」という。）を確認し、受注者にその不適合を通知したときは、受注者は発注者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除き、発注者の指定する期間内に、受注者の負担において補修または取替等による履行の追完を行わなければならない。ただし、この契約不適合責任期間は、個別契約によって別に定めたときは、その期間による。 2 前項に基づき、補修を行った部分または取替えた工事目的物にかかる契約不適合責任期間については、当該補修または取替が完了した日から起算するものとする。 3 第1項の契約不適合により、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がない場合は、発注者は発注者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除き、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求する。 4 第1項の契約不適合により、発注者または第三者がこうむった損害については、発注者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除き、受注者は、その損害を賠償しなければならない。 5 前各項の規定は、契約不適合が、受注者の故意または重過失に起因する場合には適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</p>
条 項 追 記	<p>（発注者による契約の解除） 第34条 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、個別契約の全部または一部を解除することができる。 (1) 発注者の元請契約の全部または一部が解除されたとき。 (2) 受注者が正当な理由がなく、着工期日を経過しても工事に着手しないとき。 (3) 受注者が正当な理由がなく、工事を放棄し、または中止したとき。 (4) 受注者の安全確保または公害防止の対策が不十分であるため、継続して工事施工させることが不適当と発注者が認めるとき。 (5) 受注者が建設業法に定める建設業者たる資格を喪失したとき。 (6) 受注者について破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算の申立がされたとき。 (7) 受注者が第三者から仮差押、仮処分、差押または滞納処分等を申立てられ、または受注者が不渡または支払停止等により、受注者の財政状況が悪化し、契約の履行が不可能または困難と発注者が認めたとき。 (8) 受注者の責めに帰すべき事由により、契約の履行が不可能または困難となったとき。 (9) 受注者が本契約約款および個別契約に基づく重要な義務に違反したとき。 (10) 発注者において解除すべき正当な事由があるとき。</p>	<p>（発注者による契約の解除） 第34条 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、個別契約の全部または一部を解除することができる。 (1) 受注者が第9条第1項の規定に違反して、代金債権を譲渡したとき。 (2) 受注者が第9条第2項の規定に違反して、譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。 (3) 受注者が第9条第3項の報告を拒否したときまたは虚偽の報告をしたとき。 (4) 受注者が正当な理由がなく、着工期日を経過しても工事に着手しないとき。 (5) 受注者が正当な理由がなく、工事を放棄し、または中止したとき。 (6) 受注者の安全確保または公害防止の対策が不十分であるため、継続して工事施工させることが不適当と発注者が認めるとき。 (7) 受注者が建設業法に定める建設業者たる資格を喪失したとき。 (8) 受注者について破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算の申立がされたとき。 (9) 受注者が第三者から仮差押、仮処分、差押または滞納処分等を申立てられ、または受注者が不渡または支払停止等により、受注者の財政状況が悪化し、契約の履行が不可能または困難と発注者が認めたとき。 (10) 受注者が契約の履行が不可能または困難となったとき。ただし、発注者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。 (11) 受注者が本契約約款および個別契約に基づく重要な義務に違反したとき。 (12) 発注者の元請契約の全部または一部が解除されたとき。 (13) 発注者において解除すべき正当な事由があるとき。</p>

新旧対比表（工事請負契約約款）

主な変更区分	変更前	変更後
条 項 追 記	<p>2 前項各号または第29条第3項、第35条第1項により契約を解除した場合は、受注者は、次の各号の義務を履行するものとする。</p> <p>(1) 受注者は、工事の既成部分を現状のまま引渡すとともに、受注者の工事中用仮設備、工事中用材料等、発注者が工事完成上必要と認められたものは、発注者に引渡さなければならない。</p> <p>(2) 前号の引渡し完了するまでは、受注者は善良な管理者の注意をもって保管し、その費用は受注者の負担とする。</p> <p>(3) 発注者は、当該物件の引渡しを受けた部分に相当する対価を受注者に支払わなければならない。ただし、当該対価は、契約解除前の請負代金額から、発注者が工事目的物の完成のために直接負担した費用を差し引いた金額を上限とする。</p> <p>(4) 受注者は、違約金として請負代金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払う。ただし、発注者が違約金によって補てんすることができない損害を受けた場合は、受注者は、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(5) 発注者は、当該物件の引渡しを受けた後、第3号の対価から、すでに発注者が受注者に支払った金額、ならびに違約金、損害賠償金等、個別契約に定める受注者が発注者に支払うべき金額をすべて差し引いた後、その残高を受注者に支払う。ただし、差し引くべき金額が対価を超過する場合の取扱いは第39条による。</p>	<p>2 前項各号または第29条第3項、第35条第1項により契約を解除した場合は、受注者は、次の各号の義務を履行するものとする。</p> <p>(1) 受注者は、工事の既成部分を現状のまま引渡すとともに、受注者の工事中用仮設備、工事中用材料等、発注者が工事完成上必要と認められたものは、発注者に引渡さなければならない。</p> <p>(2) 前号の引渡し完了するまでは、受注者は善良な管理者の注意をもって保管し、その費用は受注者の負担とする。</p> <p>(3) 発注者は、当該物件の引渡しを受けた部分に相当する対価を受注者に支払わなければならない。ただし、当該対価は、契約解除前の請負代金額から、発注者が工事目的物の完成のために直接負担した費用を差し引いた金額を上限とする。</p> <p>(4) 受注者は、違約金として請負代金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払う。ただし、発注者が違約金によって補てんすることができない損害を受けた場合は、受注者は、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(5) 前号は、天災その他不可抗力など受注者の責めに帰すべきでない事由に起因する場合には適用しない。</p> <p>(6) 発注者は、当該物件の引渡しを受けた後、第3号の対価から、すでに発注者が受注者に支払った金額、ならびに違約金、損害賠償金等、個別契約に定める受注者が発注者に支払うべき金額をすべて差し引いた後、その残高を受注者に支払う。ただし、差し引くべき金額が対価を超過する場合の取扱いは第39条による。</p>
文 言 修 正	<p>(瑕疵担保責任)</p> <p>第29条第2項にいう損害には、四国電力に生じた発電停止および停電による逸失利益、予備供給力を含む代替電源および電力融通に伴う増加費用は含まない。ただし、第29条第1項に定める瑕疵が、受注者の故意または重過失に起因する場合は、適用しない。</p>	<p>(契約不適合責任)</p> <p>第29条第4項にいう損害には、四国電力に生じた発電停止および停電による逸失利益、予備供給力を含む代替電源および電力融通に伴う増加費用は含まない。ただし、第29条第1項に定める契約不適合が、受注者の故意または重過失に起因する場合は、適用しない。</p>